

北海道民間賃貸住宅等家賃支援事業補助金の 申請手続きについて

1 対象世帯

東日本大震災等により、道内の応急仮設住宅に避難していた世帯（注1）のうち、応急仮設住宅の供与期間が平成28年度末で終了した後も道内の民間賃貸住宅等（注2）で避難生活を継続される世帯（注3）

※ 対象世帯の詳細については、「補助金募集要領」等を御確認ください。

（注1）借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅）、もしくは公営住宅の無償供与を受けて、平成29年1月1日以降に現に居住していた世帯

（注2）道営住宅・市町村営住宅以外の賃貸住宅
（雇用促進住宅、UR賃貸住宅、公社住宅も支援対象となります。）

（注3）一定の事由により、最後に居住していた応急仮設住宅から転居した場合も支援対象とします。

2 収入要件 月額所得が21万4千円以下の世帯

月額所得 = $\frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{ヶ月}} \leq 21\text{万4千円}$

※ 「世帯全員の年間所得の合計」は、市区町村長発行の平成28年度所得証明書（平成27年分所得）を19歳以上（平成29年4月1日時点）の世帯全員（応急仮設住宅の入居世帯の構成員及び別に生活する同一生計の家族）分取得し、各種控除後の所得金額を合算した金額とします。

※ 母子避難などの二重生活世帯は、世帯全体の所得を2分の1として取り扱います。

3 補助額、補助率

家賃、共益費及び駐車場代（以下、「家賃等」という。）の額の1/2（一月あたり上限1万5千円）

※ 住宅の賃貸借契約書に記載のものに限ります。

※ 福島県からの避難世帯については、家賃等から「福島県民間賃貸等家賃補助事業補助金」の補助金額を控除した額の2分の1とします。

4 補助対象

平成29年4月分から平成30年3月分までの家賃等

5 申請書類・受付期間

(1) 申請書類 補助金交付申請書（第1号様式）

※ 添付書類が必要です。詳しくは、「補助金募集要領」等を御確認ください。

(2) 受付期間 平成29年4月1日より平成30年3月10日まで

※ 申請書を受理した月の家賃等から補助対象金額を算定します。

ただし、平成29年5月末までに申請があった場合は、4月分から算定可能とします。

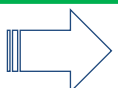
6 申請受付窓口・問合せ

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5800

（受付時間8時45分から17時30分まで（土日祝休日、年末年始を除く。））



民間賃貸住宅家賃支援事業補助金交付のイメージ

【対象となる世帯】 以下①、②のいずれにも該当する世帯

- ①平成29年3月末で応急仮設住宅の供与期間が終了となった世帯
- ②平成29年1月1日以降に現に応急仮設住宅に居住していた世帯

※平成29年1月1日より前に応急仮設住宅から転居した世帯は対象となりません。

【避難元による違い】

<ul style="list-style-type: none"> ・福島県からの避難世帯 	家賃等から福島県補助金(※注)の額を 控除した額の1/2 (月額 上限1万5千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外からの避難世帯 	家賃等の1/2 (月額 上限1万5千円)

※注 福島県補助金とは、「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金」を指します。

【申請時期による違い】

申請のあった月以降の家賃が補助交付対象です。

ただし、H29年5月末までに申請があった場合は、4月分から算定可能とします。



【申請・交付の流れ】

